

男女共同参画2000年プラン

一男女共同参画社会の形成の促進に関する平成12年 (西暦2000年)度までの国内行動計画 -

平成8年12月

総理府 男女共同参画推進本部

第1部 基本的考え方

昭和21年、個人の尊重と男女平等を基本的人権として保障した日本国憲法が制定された。それからちょうど半世紀を経た平成8年、内閣総理大臣の諮問に対し、男女共同参画審議会(会長 縫田峰子)は、「男女共同参画ビジョン - 21世紀の新たな価値の創造 - 」と題する答申の冒頭において、「男女共同参画 - それは、人権尊重の理念を社会に深く根づかせ、真の男女平等の達成を目指すものである。」と述べた。我が国が戦後半世紀にわたって取り組んできた個人の尊重と男女平等の実現という課題は、男女共同参画という新たな概念の下に、21世紀に向けて我が国が取り組まなければならない最重要課題として、改めて提起された。

現在、我が国は、少子・高齢化、経済の成熟化・国際化、情報化の急速な進展等により、経済・社会の大きな変革期を迎えている。これらの変化に対応し、歴史的な変革を成し遂げ、将来にわたって豊かで安心できる社会を築く上で、男女共同参画社会の実現が欠くことのできない要件であることが次第に社会の共通認識となりつつある。

また、世界に目を向ければ、環境、人口、貧困等の地球規模問題の解決が喫緊の課題となっている。女性の地位の向上なくしてはこれらの問題の解決も不可能であることが広く認識されてきている。

男女共同参画推進本部は、男女共同参画社会の実現が、憲法にうたわれた基本的人権の確立という意味で、たゆまぬ努力によりその達成を目指すべき課題であると同時に、我が国社会が、そして世界が、

現在直面している極めて重大な諸問題への対応の鍵として緊急の課題であるとの認識の下に、この計画を策定する。

1 経緯等

(1) これまでの取組

戦後の一連の改革の中で婦人参政権が実現するとともに、新憲法に基づき、家族、教育等女性の地位の向上にとって最も基礎的な分野で法制上の男女平等が明記された。これにより女性の法制上の地位は抜本的に改善された。この改革とその後の我が国の高度経済成長により国民全体が経済的に豊かになる中で、実際上の女性の地位も大きく向上した。

その後、我が国の男女共同参画社会の実現に向けての取組は、国連が提唱した「国際婦人年」(昭和50年)によって新しい段階を迎える。この年、メキシコシティで、第1回目の世界女性会議である「国際婦人年世界会議」が開催され、各国の取るべき措置のガイドラインとなる「世界行動計画」が採択された。これを受けて、我が国では、同年、女性の地位向上のための国内本部機構として婦人問題企画推進本部を設置し、同本部は昭和52年に「国内行動計画」を策定した。

これ以降、我が国の男女共同参画への取組は、国連を中心とした「平等・開発・平和」という目標達成のための世界規模の動きと軌を一にして進められ、世界女性会議等において採択された国際文書を踏まえて国内における行動計画を策定し、総合的、体系的な施策の推進を図ってきた。

昭和54年、国連総会において、女子に対する差別を撤廃し、男女平等原則を具体化するための基本的

かつ包括的な法的国際文書である「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下「女子差別撤廃条約」という。）が採択された。我が国は、男女平等に関する法律・制度面の整備を大きく進め、この条約を昭和60年に批准した。

同じく昭和60年には、「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議において、西暦2000年に向けて各国等が効果的措置を採る上でのガイドラインである「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」（以下「ナイロビ将来戦略」という。）が採択された。我が国は、これを受けて、昭和62年に「西暦2000年に向けての新国内行動計画」（以下「新国内行動計画」という。）を策定し、以後これに沿って施策を進めた。

平成2年には、国連経済社会理事会において「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」が採択された。我が国もこれを受けて、平成3年、「新国内行動計画」を「西暦2000年に向けての新国内行動計画（第一次改定）」（以下「新国内行動計画（第一次改定）」という。）へと改定し、以後これに沿って施策を推進してきた。

「新国内行動計画（第一次改定）」は、基本的施策については昭和62年度から平成12年度までを、具体的施策については平成3年度から7年度までを対象期間としており、平成8年度以降の具体的施策の策定が求められた。

（2）第4回世界女性会議の開催

平成7年9月、北京において、第4回世界女性会議が開催された。同会議は、「ナイロビ将来戦略」の完全実施を図るための第2回見直しと評価を行い、「北京宣言及び行動綱領」を採択した。「行動綱領」は、「女性のエンパワーメント（力をつけること）に関するアジェンダ（予定表）」と位置づけられており、西暦2000年に向けて取り組むべき優先行動分野を示した上で、その実施に向けて、可能ならば1996年末までに各国政府が自国の行動計画を開発し終えることを求めている。こうした国際社会の要請に応える意味からも「新国内行動計画（第一次改定）」の見直しが必要となった。

（3）国内本部機構の強化と21世紀を展望した総合的ビジョンの策定

これに先立つ平成6年、我が国は、国内本部機構の充実強化を図るため、婦人問題企画推進本部を改

組し、内閣総理大臣を本部長、内閣官房長官・女性問題担当大臣を副本部長とし、全閣僚を構成員とする男女共同参画推進本部を設置するとともに、内閣総理大臣の諮問機関として男女共同参画審議会を設置した。

内閣総理大臣は、同年8月、同審議会に対し、男女共同参画社会の形成に向けて21世紀を展望した総合的ビジョンについて諮問した。同審議会は、広く国民各層の意見を求めつつ、第4回世界女性会議の成果を視野に入れて調査審議を進め、平成8年7月、「男女共同参画ビジョン」を答申した。「男女共同参画ビジョン」は、男女共同参画社会について、その定義、理念、目標を明らかにするとともに、その実現について、我が国の経済・社会の変化を踏まえつつ、おおむね西暦2010年までを念頭に、目指すべき方向とそれに至る道筋を提示した。

すなわち、「男女共同参画ビジョン」は、男女共同参画社会の目標として、「人権の確立」、「政策・方針決定過程への参画による民主主義の成熟」、「社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）に敏感な視点の定着と深化」、「新たな価値の創造」、「地球社会への貢献」の5つを提示した。その上で、社会制度や慣行の中に性別による偏りにつながりやすいものが多く残されていること、職場・家庭・地域における男女の参画には大きな格差があること、政策・方針決定過程への参画という面でとりわけその格差は大きいこと、性別にとらわれずに生きる権利を推進・擁護する取組が不十分であること、地球社会の「平等・開発・平和」の実現に向け、積極的貢献が求められていることを、男女共同参画社会の実現のための取組の視点として指摘し、具体的な取組を提案している。また、これらの取組を総合的かつ効果的に推進するための体制の整備・強化の必要性も強く指摘している。

2 基本的考え方と構成

（1）計画の考え方

以上のように、「新国内行動計画（第一次改定）」の改定の時期を迎えるに際し、国際社会においては、「行動綱領」において西暦2000年までに各国が取り組むべき新たな課題が数多く提示され、これを国内で実施に移すための自国の行動計画の策定が求められた。また、国内的には、目指すべき男女共同参画

社会の姿が、「男女共同参画ビジョン」において初めて明らかにされ、この分野における政府の中長期の政策を立案する上で大きな指針が提示された。これらの状況も踏まえ、「新国内行動計画（第一次改定）」の成果や課題を継承しつつも、これを抜本的に改正して、男女共同参画社会の形成の促進に関する新たな行動計画を策定することとした（巻末参考資料「国内行動計画の変遷」参照）。

本計画においては、男女共同参画社会を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」として捉え、その実現に向け政府として取り組むべき施策を総合的、体系的に整備し、推進することとした。

計画の対象期間は、我が国の経済・社会が大きな変革期にあり、その変化のスピードも極めて速い中で計画の実効性を担保する必要があること及び「行動綱領」が西暦2000年までを目指すものであることを勘案して平成12年（西暦2000年）度までとしたが、男女共同参画社会の実現が、意識や慣行、社会システム全般の変革を求めるものであり長期的な視点が不可欠であることから、21世紀初頭に向けての政策の方向性を併せて明らかにすることとした。

策定に当たっては、従前の国内行動計画に基づく施策のフォローアップを行い、残された課題の解決に必要な施策を盛り込むとともに、「男女共同参画ビジョン」や「行動綱領」において明らかにされた新たな課題に積極的に対応し、さらには、計画の策定過程で、国民各層から幅広く意見・要望を聴き、これを可能な限り反映するよう努力を傾注した。

（2）計画の構成

本計画は、この第1部において、従来の経緯を踏まえて計画の基本的考え方と構成を示し、第2部において、政策目標とそれに対する施策の基本的方向性及び具体的な施策の内容を、第3部において本計画を総合的かつ効果的に推進するための方策を示した。

本計画では、あらゆる分野における社会制度や慣行を男女平等の視点から見直すことを重視し、第2部において施策の各論に組み込むことはもとより第3部において計画推進の体制の中に仕組みとして組

み込むことに留意した。第2部の構成については、4つの基本目標を掲げ、その下に11の重点目標を掲げた。基本目標の第1は、「男女共同参画を推進する社会システムの構築」とし、男女共同参画の推進に当たって、それ自身が重要な施策であると同時に、他のあらゆる政策分野の男女共同参画を進める上で基盤の役割を果たす「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」と「男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革」を併せて置いた。以下、基本目標の第2、第3として国内的な政策分野である「職場・家庭・地域における男女共同参画の実現」及び「女性の人権が推進・擁護される社会の形成」を、最後に第4として、国際的な政策分野である「地球社会の『平等・開発・平和』への貢献」を置いた。その上で、それぞれについて、「施策の基本的方向」において21世紀初頭に向けての政策の方向性を記述し、「具体的施策」において平成12年（西暦2000年）度までに実施する具体的施策を記述した。

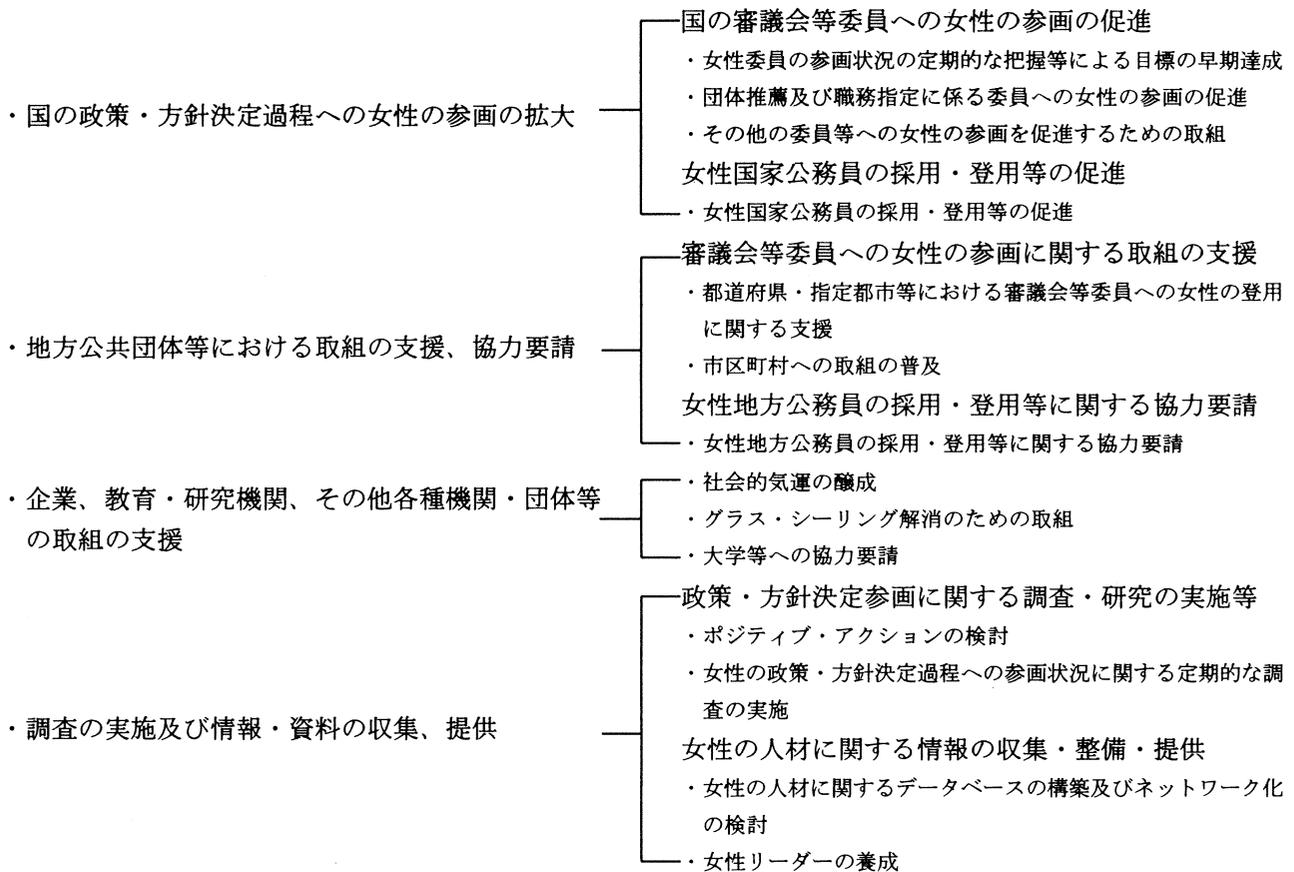
また、取組を総合的かつ効果的に推進するための体制の整備・強化については第3部に記述した。

男女共同参画推進本部は、国民各層との連携を深めつつ、この計画に掲げた施策を着実に推進し、もって21世紀を切り開く新たな価値が生まれ出し男女が共により質の高い生活を実現できる男女共同参画社会の形成の促進を期するものである。

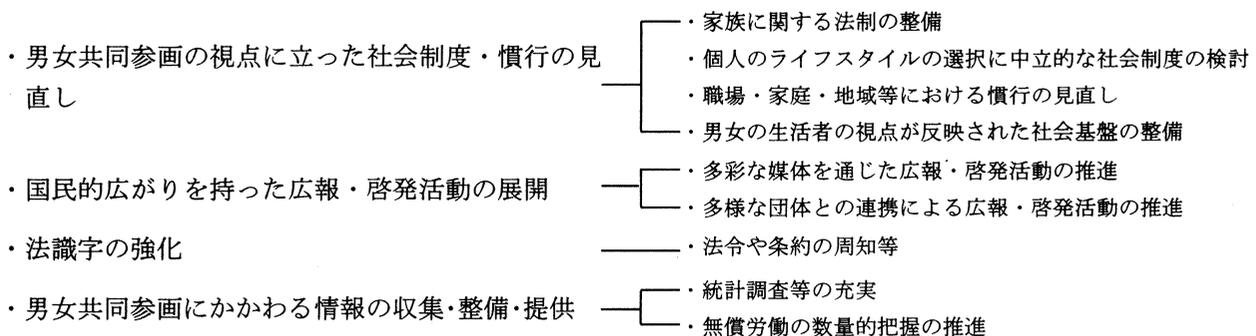
男女共同参画社会の形成の促進に向けて —男女共同参画 2000 年プランの施策の基本的方向と具体的施策—

I 男女共同参画を推進する社会システムの構築

1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

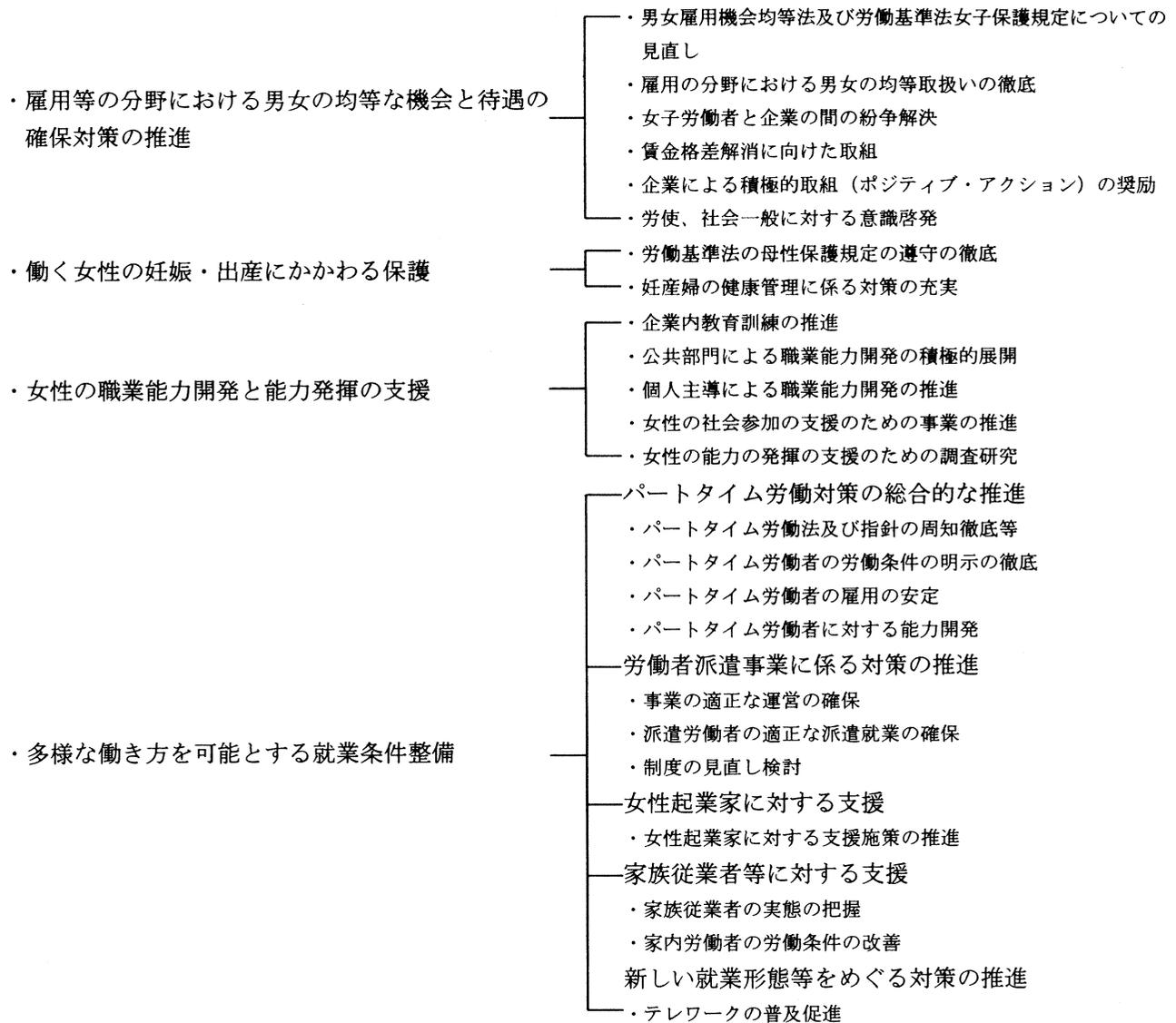


2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革



Ⅱ 職場・家庭・地域における男女共同参画の実現

3 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

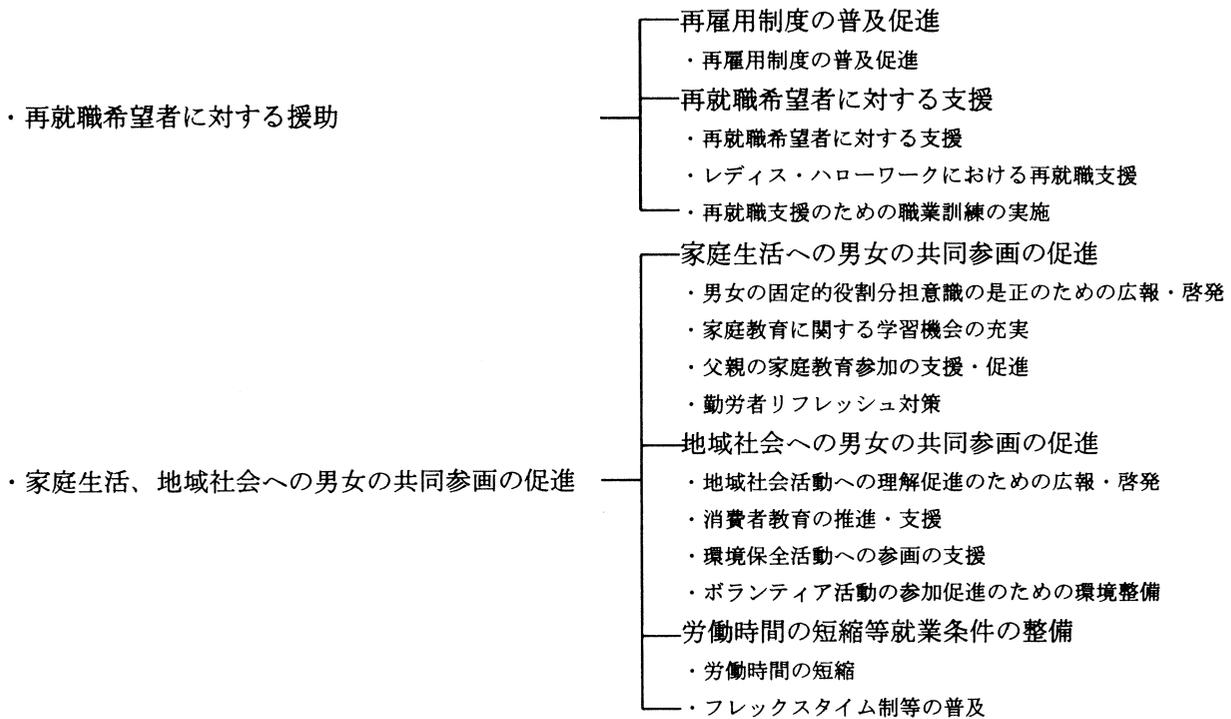


4 農山漁村におけるパートナーシップの確立

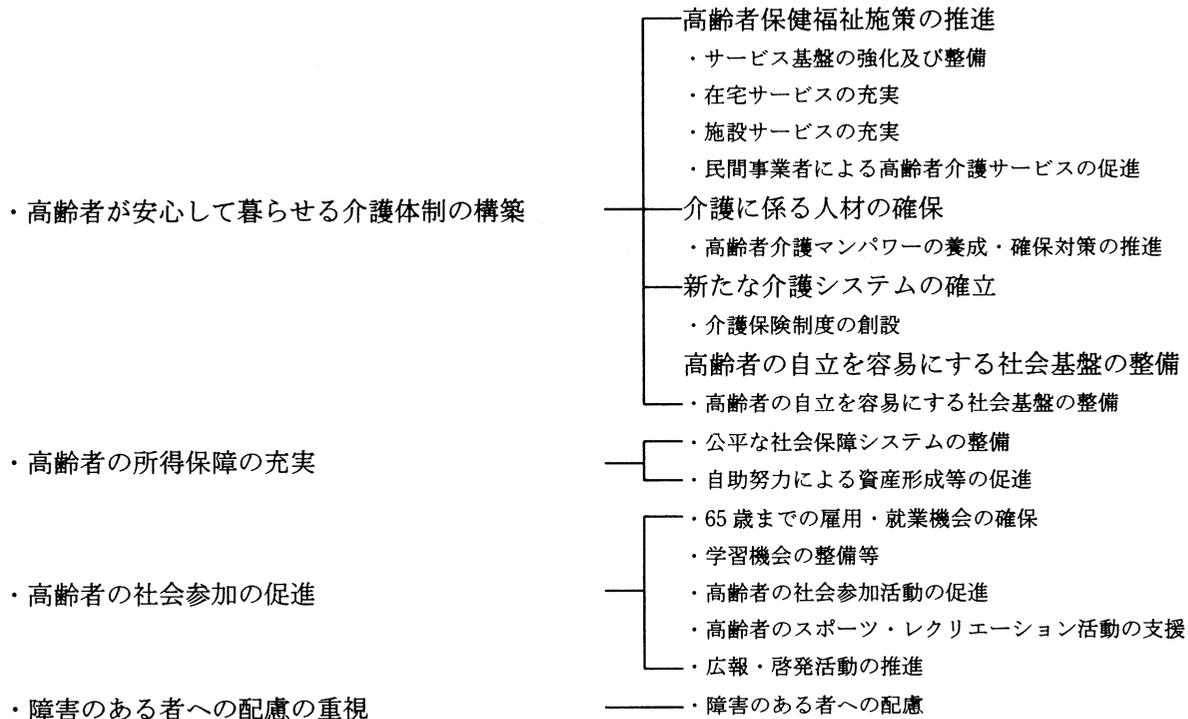
- ・あらゆる場における意識と行動の変革
 - ・「個」としての主体性の確保
 - ・固定的な役割分担意識の是正
 - ・社会的な気運の醸成・高揚
 - ・生産・生活における女性の実態の的確な把握
- ・政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
 - ・政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
 - ・能力の開発と適正な評価
- ・女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備
 - ・女性の経済的地位の向上
 - ・技術・経営管理能力の向上
 - ・快適に働くための条件整備
- ・女性が住みやすく活動しやすい環境づくり
 - ・主体的な活動を支援する労力調整システムの形成
 - ・住みやすく快適な生活環境の整備
 - ・女性の交流ネットワークの形成
- ・高齢者が安心して活動し、暮らせる条件の整備
 - ・高齢者生活支援体制の整備
 - ・高齢者の活動の推進
 - ・老後の自立の確保

5 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立支援

- ・多様なライフコースに対応した子育て支援対策の充実
 - 多様なライフコースに対応した子育て支援対策の充実
 - ・保育サービスの充実
 - ・子育てに関する相談支援体制の整備
 - ・子育てのための経済的負担の軽減等の検討、資産形成の支援
 - 母子・父子家庭等に対する支援の充実
 - ・母子・父子家庭等に対する各種支援の充実
- ・育児・介護を行う労働者の雇用の継続を図るための環境整備
 - 育児・介護休業を取得しやすく職場復帰しやすい環境の整備
 - ・介護休業制度の早期導入の促進及び育児休業制度の定着促進
 - ・育児休業者、介護休業者が職場復帰しやすい環境づくりの推進等
 - ・育児・介護休業取得者の代替要員の確保
 - ・勤労者家族をとりまく課題の検討
 - 育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい環境の整備
 - ・仕事と育児・介護とが両立できる雇用環境の整備に向けた事業主の取組への支援
 - ・育児・介護を行う労働者に対する情報提供、相談、講習による支援
 - ・地域における仕事と育児・介護との両立のための支援事業の推進

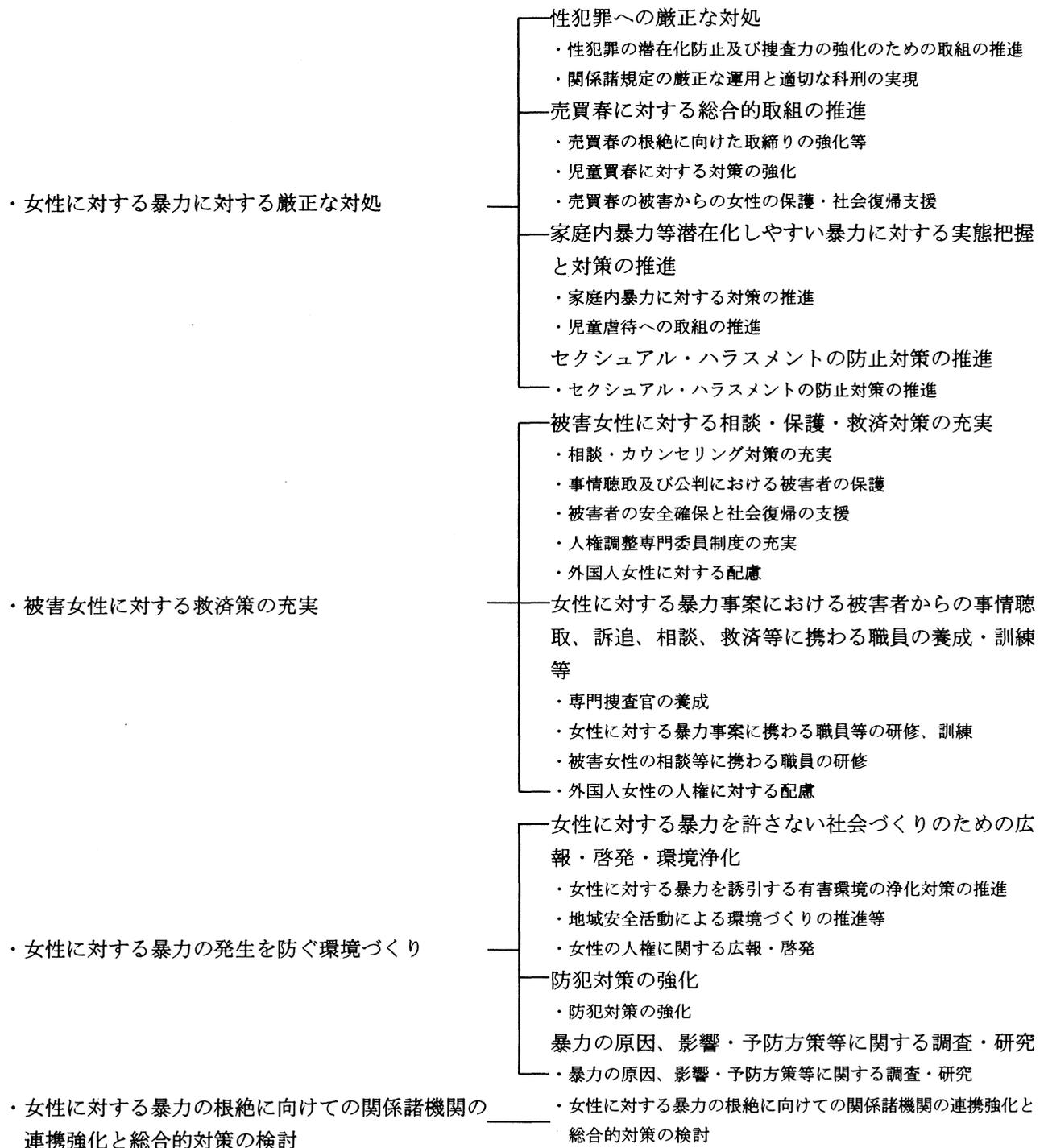


6 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備



Ⅲ 女性の人権が推進・擁護される社会の形成

7 女性に対するあらゆる暴力の根絶



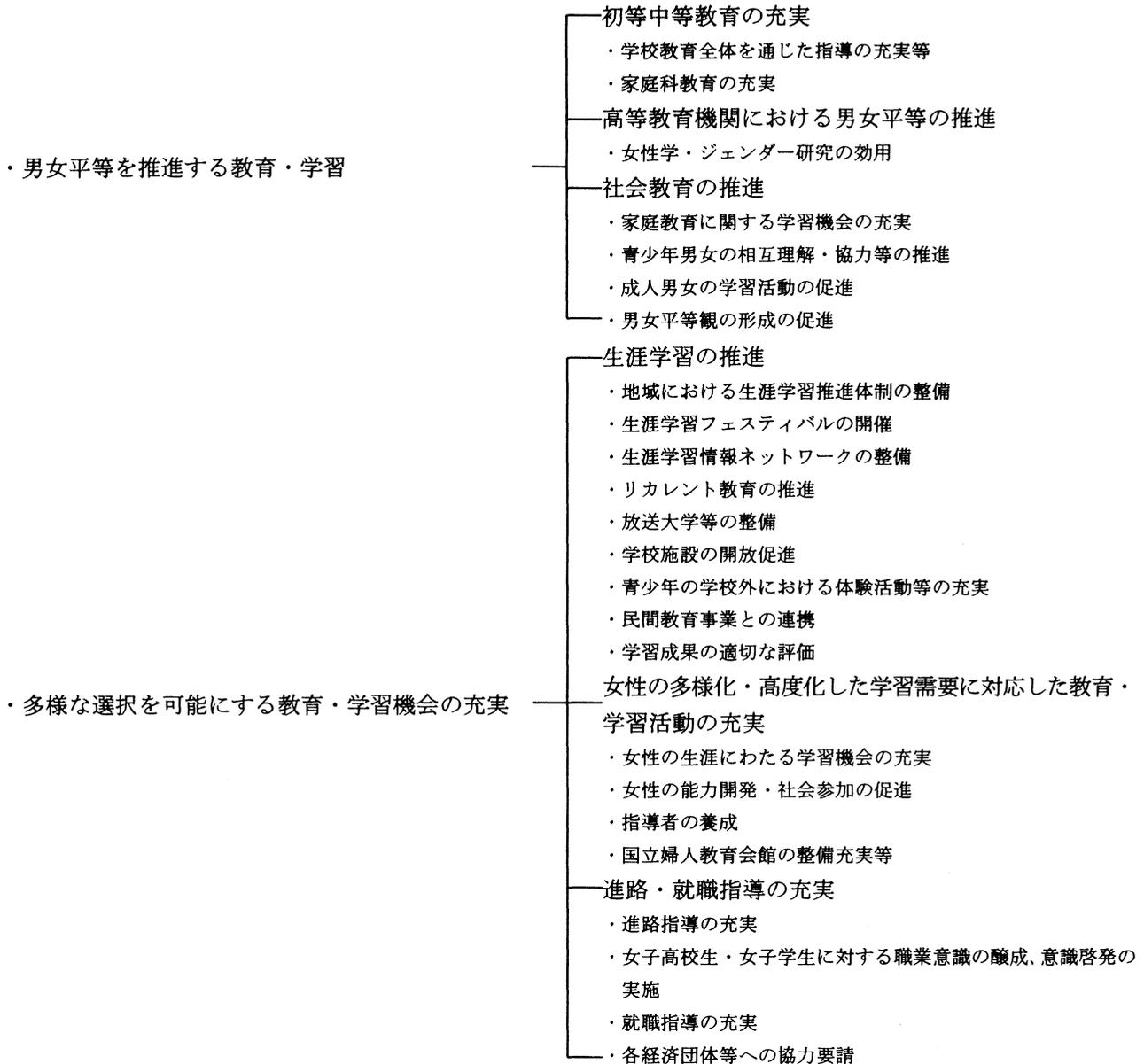
8 メディアにおける女性の人権の尊重

- ・ 女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援
 - メディアにおける人権尊重、性・暴力表現を望まない者からの隔離等に関する方策の推進
 - ・ メディアにおける女性の人権の尊重のための取組の支援
 - ・ 性・暴力表現を扱ったメディアの、青少年やこれに接することを望まない者からの隔離
 - ・ いわゆる児童ポルノ等児童を対象とする性・暴力表現の根絶
 - ・ 地域の環境浄化のための啓発活動の推進
 - ・ メディアにおける男女共同参画の推進
 - インターネット等新たなメディアにおけるルールの確立に向けた検討
 - ・ 現行法令の適用による取締りの強化
 - ・ 接続事業者及び情報提供者に対する広報・啓発活動の推進
 - ・ 自主ガイドラインの策定の支援等
 - ・ インターネット等新たなメディアにおける情報の規制等及び利用環境整備の在り方等に関する検討
- ・ 公的機関の策定する広報・出版物等における性にとらわれない表現の促進
 - 公的な広報・出版物等に関するガイドラインの策定
 - ガイドラインの民間への周知

9 生涯を通じた女性の健康支援

- ・ リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識の浸透
 - 女性の健康問題への取組についての気運の醸成
 - 学校教育における性に関する指導の充実
 - 性に関する学習機会の充実
 - 母性の社会的機能の尊重
- ・ 生涯を通じた女性の健康の保持増進対策の推進
 - 生涯を通じた健康の管理・保持増進のための健康教育・相談支援等の充実
 - ・ 女性の健康教育・相談指導の充実
 - ・ 女性の健康等にかかわる施策に関する総合的な検討
 - 妊娠・出産期における女性の健康支援
 - ・ 妊娠から出産までの一貫した母子保健サービスの提供
 - ・ 不妊専門相談サービスの充実
 - ・ 周産期医療の充実
 - 成人期、高齢期等における女性の健康づくり支援
 - ・ 成人期・高齢期の健康づくりの支援
 - ・ 子宮がん、乳がん、骨粗しょう症の予防対策の推進
 - ・ 生涯にわたるスポーツ活動の推進
- ・ 女性の健康をおびやかす問題についての対策の推進
 - HIV/エイズ、性感染症対策
 - ・ 予防から治療までの総合的なHIV/エイズ対策の推進
 - ・ 性感染症対策の推進
 - 薬物乱用防止対策の推進
 - ・ 乱用薬物の供給の遮断と需要の根絶
 - ・ 少女による薬物乱用防止対策の推進
 - ・ 薬物乱用を許さない社会環境の形成

10 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実



IV 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

11 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

- ・国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透
 - ・女子差別撤廃条約等の積極的遵守
 - ・未批准の条約に関する検討
- ・地球社会の「平等・開発・平和」への貢献
 - 国連の諸活動への協力
 - ・国連の諸活動への協力
 - W I D の推進
 - ・ W I D イニシアティブの推進
〔教育〕〔健康〕〔経済・社会活動への参加〕
 - ・ W I D 推進体制の充実
 - ・ N G O との連携・協力
 - 女性の平和への貢献
 - ・平和を推進する国際機関等への貢献
 - ・「人権教育のための国連10年」に係る施策の推進
 - 国際分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進
 - ・国際分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進
 - 国際交流・協力の推進
 - ・あらゆるレベルにおける国際交流・協力の推進
 - ・環境問題に関する国際協力
 - ・教育分野における国際交流・協力の実施

計画の推進

- ・施策の積極的展開と定期的フォローアップ
 - ・施策の総合的推進、定期的フォローアップ等
 - ・あらゆる施策への男女平等の視点の反映
 - ・行政職員の研修機会等の充実
- ・調査研究、情報の収集・整備・提供
 - ・男女共同参画社会の形成に関する調査研究
 - ・国際社会及び諸外国における取組の動向に関する情報の提供
 - ・我が国の取組の海外への発信
- ・総合的な推進体制の整備・強化
 - 国内本部機構の組織・機能強化
 - ・男女共同参画社会の形成を促進するための新たな審議会の設置
 - ・男女共同参画社会の実現を促進するための基本的な法律の検討等
 - 女性問題担当大臣の補佐体制の充実
 - ・男女共同参画推進本部及び男女共同参画担当官会議の機動的開催等
 - ・男女共同参画推進本部担当部署等の充実等
 - ・行政相談員、人権擁護委員等の積極的活用
 - ・国際機関、諸外国の国内本部機構との連携・協力の強化
 - 国、地方公共団体、N G O の連携強化、全国民的取組体制の強化
 - ・国、地方公共団体間の連携の強化
 - ・女性の活動の拠点となる施設の充実
 - ・N G O とのネットワークの形成
 - ・男女共同参画社会の実現に向けた気運醸成